

議案第 55 号

四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について

四万十町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）について、下記のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 6 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

記

四万十町過疎地域自立促進計画の 1 産業の振興（4）事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の表中

「

こうち農業確立支援事業	町 J A 等
-------------	------------

」を

「

こうち農業確立支援事業	町 J A 等
複合経営拠点支援事業	町 法人等

」に、

「

園芸・加工品予冷库整備事業	J A
---------------	-----

」を

「

園芸・加工品予冷库整備事業	J A
地場産業振興センター改修事業	町

」に、

「

公園施設等整備事業	町
-----------	---

」を

「

公園施設等整備事業	町
旧竹内家住宅改修事業	町

」に

改める。

四万十町過疎地域自立促進計画の２交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進（４）事業計画（平成２８年度～平成３２年度）の表中

「

町道轟谷・志和大屋敷ヒシヨヶ谷線地方道整備事業	町
-------------------------	---

」を

「

町道轟谷・志和大屋敷ヒシヨヶ谷線地方道整備事業	町
町道轟川線改良事業	町
町道窪川若井線舗装事業	町
町道学校前線改良事業	町

」に

改め、２交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の部（１）市町村道道路橋りょうの項の次に次のように加える。

（２）農道	影の平農道橋整備事業	町
	見付農道拡幅整備事業	町

同表中

「

友好都市交流事業 お互いの歴史文化を尊重し、恒久的な友好関係の促進を図る。	町
--	---

」を

「

友好都市交流事業 お互いの歴史文化を尊重し、恒久的な友好関係の促進を図る。	町
トンネル点検調査業務 定期的な点検調査によりトンネル利用者等の安全を確保する。	町

」に

改める。

四万十町過疎地域自立促進計画の３生活環境の整備（４）事業計画（平成２８年度～平成３２年度）の表中

「

昭和簡易水道区域拡張事業	町
--------------	---

」を

「

昭和簡易水道区域拡張事業	町
水道施設改修事業	町

」に、

「

埋葬、火葬及び改葬業務	町
-------------	---

」を

「

埋葬、火葬及び改葬業務	町
斎場改修事業	町

」に、

「

消防設備等整備事業	町
消防水利施設整備事業	町

」を

「

消防設備等整備事業	町 一部事務組合
消防水利施設整備事業	町 一部事務組合

」に

改める。

四万十町過疎地域自立促進計画の4高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 (4) 事業計画(平成28年度～平成32年度)の表中

「

(1) 高齢者福祉施設		
老人ホーム	特別養護老人ホーム改修事業	一部事務組合
その他	低廉な高齢者生活支援住宅整備事業	町

」を

「

(1) 高齢者福祉施設		
高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センター改修事業	町
老人ホーム	特別養護老人ホーム改修事業	一部事務組合
その他	低廉な高齢者生活支援住宅整備事業	町

」に

改める。

四万十町過疎地域自立促進計画の〔添付〕事業計画(平成28年度～平成32年

度) 過疎地域自立促進特別事業分※再掲の表 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の部 (1 1) 過疎地域自立促進特別事業の項中

「

友好都市交流事業 お互いの歴史文化を尊重し、恒久的な友好関係の促進を図る。	町
--	---

」を

「

友好都市交流事業 お互いの歴史文化を尊重し、恒久的な友好関係の促進を図る。	町
トンネル点検調査業務 定期的な点検調査によりトンネル利用者等の安全を確保する。	町

」に

改める。